

改元に関するご案内

日頃より格別のお引き立てをいただき、ありがとうございます。

「元号を改める政令(平成31年政令第143号)」が公布されたことに伴い、新たな元号は「令和」となりました。

つきましては、改元に関するQ&Aをご案内いたします。ご不明な点がございましたら、お取引店までお問い合わせください。

【改元に関するQ&A】

Q1 「平成」が表記された様式は、改元以降も利用できますか？

A1 改元日以降もそのままご利用いただけます。

【例】本年6月30日付けで利用する場合

平成 31 年 6 月 30 日

Q2 「平成」が表記された様式を訂正して利用する場合は、どのように訂正すれば良いですか？

A2 お客様が新元号に訂正する場合は、「平成」に二重線を引き、新元号「令和」をご記入ください。

【例】本年6月30日の日付を記入する場合

次の(1)又は(2)のとおり修正して下さい(二重線及び新元号「令和」の記載は黒色でお願いします。)

令和

(1) ~~平成~~ 1 年 6 月 30 日

令和

(2) ~~平成~~ 元 年 6 月 30 日

Q3 「平成」が表記された様式を訂正する際に訂正印の押印は必要ですか？

A3 原則として訂正印の押印は不要です。